

り前十年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたものうち、当該内国法人の有する当該特定外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前十年以内の各事業年度において当該特定外国法人から受けた剰余金の配当等の額（第一項又は前項前段の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項において「課税済金額」という。）

第六十六条の九の八に次の二項を加える。

6 第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第三項第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入）又は租税特別措置法第六十六条の九の四（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）」とするほか、利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

7 第二項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第三項第三号中「益金不算入）」とあるのは、「益金不算入）（租税特別措置法第六十六条の九の四第二項前段（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合

を含む。」とするほか、利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の九の八を第六十六条の九の四とする。

第六十六条の九の九中「第六十六条の九の六第一項」を「第六十六条の九の二第一項」に改め、「第六十六条の九の七第一項の規定により特殊関係株主等である内国法人が納付したとみなされる控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された課税済留保金額に係るものの処理」を削り、同条を第六十六条の九の五とする。

第三章第七節の四第三款を同節第二款とする。

第六十六条の十の見出しを「(技術研究組合の所得計算の特例)」に改め、同条第一項中「鉱工業技術研究組合(」を「技術研究組合(」に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「鉱工業技術研究組合法」を「技術研究組合法」に、「第十三条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第六十六条の十三の見出しを「(中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)」に改め、同条第一項中「法人」を「次に掲げる法人以外の法人」に改め、「(第四十二条の四第六項に

規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として政令で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度を除く。」を削り、同項に次の各号を加える。

一 法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）

二 公益法人等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。次号において同じ。）又は協同組合等（同条第七号に規定する協同組合等をいう。）

三 法人税法以外の法律によつて公益法人等とみなされているもので政令で定めるもの

四 人格のない社団等

第六十七条の三第一項中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

第六十七条の七第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第六十七条の十一第一項中「受ける利子」の下に「（債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で

定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。」を加える。

第六十七条の十四第一項第一号ロ(2)中「同じ。」の下に「その他これに類するものとして政令で定めるもの」を加え、同項第二号ホ中「配当可能所得の金額」を「配当可能利益の額」に改め、同条第二項の表第二十三条第一項の項の次に次のように加える。

<p>第二十三条の二第一 項</p>	<p>内国法人が外国子会社</p>	<p>内国法人（特定目的会社を除く。以下この項において同じ。）が外国子会社</p>
------------------------	-------------------	---

第六十七条の十四第三項の表第五十七条の十第一項の項中「資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する」及び「（第六十一条の四第一項において「特定目的会社」という。）」を削り、同項の前に次のように加える。

<p>第四十二条の三の二 第一項の表の第一号</p>	<p>若しくは資本</p>	<p>（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（第六十二条の三を除き、以下第六十六条の十三までにおいて「特定目的会社」という。）を除く。）若しくは</p>
--------------------------------	---------------	---

			資本
--	--	--	----

第六十七条の十四第三項の表第六十二条の三第三項の項の次に次のように加える。

第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項	内国法人が	内国法人（特定目的会社を除く。以下この項において同じ。）が
第六十六条の十三第一項第一号	又は資本	（特定目的会社を除く。）又は資本

第六十七条の十五第一項中「みなされる金額」の下に「その他の政令で定める金額」を加え、同項第二号ホ中「配当可能所得の金額」を「配当可能利益の額」に改め、同条第三項の表第二十三条第一項の項の次に次のように加える。

第二十三条の二第一項	内国法人が外国子会社	内国法人（投資法人を除く。以下この項において同じ。）が外国子会社
------------	------------	----------------------------------

第六十七条の十五第四項の表第五十七条の十第一項の項中「（投資信託及び投資法人に関する法律第二

条第十二項に規定する投資法人をいう。第六十一条の四第一項において同じ。」を削り、同項の前に次のように加える。

<p>第四十二条の三の二 第一項の表の第一号</p>	<p>若しくは資本</p>	<p>(投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第六十二条の三を除き、以下第六十六条の十三までにおいて同じ。)を除く。)若しくは資本</p>
--------------------------------	---------------	---

第六十七条の十五第四項の表第六十二条の三第三項の項の次に次のように加える。

<p>第六十六条の八第一 項及び第六十六条の 九の四第一項</p>	<p>内国法人が</p>	<p>内国法人(投資法人を除く。以下この項において同じ。)が</p>
<p>第六十六条の十三第 一項第一号</p>	<p>又は資本</p>	<p>(投資法人を除く。)又は資本</p>

第六十七条の十七を第六十七条の十八とする。

第六十七条の十六の見出しを「(振替国債の利子等の非課税等)」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第四十一条の十二第九項に規定する」を削り、「同項第一号」を「第四十一条の十二第九項第一号」に、「同条第七項に規定する償還差益(次項において「償還差益」という。)」を「償還差益」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 外国法人の発行する第四十一条の十二第七項に規定する割引債(次項において「割引債」という。)の同条第七項に規定する償還差益(次項から第六項までにおいて「償還差益」という。)のうち当該外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、法人税法第三百三十八条第一号に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得とみなして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

4 法人税法第四百一条第二号から第四号までに掲げる外国法人が支払を受ける割引債(第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債(次項において「特定短期公社債」という。))を除く。以下この

項において同じ。)の償還差益(外国法人の発行する割引債の償還差益にあつては前項に規定する政令で定めるものに限るものとし、同法第四百四十一条第二号又は第三号に掲げる外国法人が支払を受けるものにあつてはその者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。)は、同条第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる国内源泉所得に該当しないものとする。

第六十七条の十六を第六十七条の十七とし、第六十七条の十五の次に次の一条を加える。

(外国組合員に対する課税の特例)

第六十七条の十六 投資組合契約(第四十一条の二十一第二項第一号に規定する投資組合契約をいう。以下この項及び第四項において同じ。)を締結している組合員である外国法人で、当該投資組合契約に基づいて行う事業につき法人税法第四百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当するものうち第四十一条の二十一第一項各号に掲げる要件を満たすものは、同法第四百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人とみなして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

2 第四十一条の二十一第三項から第八項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

この場合において、同条第七項中「当該特例適用申告書に係る投資組合契約に基づいて受ける所得税法

第六十一条第一号の二に掲げる国内源泉所得の同法第二百十二条第五項の規定により支払があつたものとみなされる日の前日（その者が非居住者である場合にあつては、当該前日又は当該変更をした日以後最初に同法第六十一条に規定する国内源泉所得を有することとなつた日の属する年の翌年三月十五日のいずれか早い日）とあるのは、「法人税法第三百三十八条に規定する国内源泉所得を有することとなつた日を含む第二条第二項第十九号に規定する事業年度に係る同法第四百四十五条第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する第四十一条の二十一第三項の規定により同項に規定する特例適用申告書を提出した外国法人（前項において準用する同条第七項の規定により同項に規定する変更申告書を提出した外国法人を含む。）は、第一項の規定の適用により法人税法第四百四十一条に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる同法第三百三十八条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を有する場合には、政令で定めるところにより、当該国内源泉所得の明細その他の財務省令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用その他投資組合契約を締結している外国法人に係る

法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の三の二第一項中「第六項まで」を「第五項まで」に改め、同項第二号口中「分配可能所得の金額」を「分配可能利益の額」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 特定目的信託に係る受託法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第二十三条第一項</p>	<p>内国法人が受ける</p>	<p>内国法人（第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託に係る第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（次条第一項及び第六十九条第一項において「特定目的信託に係る受託法人」という。）を除く。）が受ける</p>
<p>第二十三条の二第一項</p>	<p>内国法人が外国子会社</p>	<p>内国法人（特定目的信託に係る受託法人を除く。以下この項において同じ。）が外国子会</p>

第六十九条第一項	内国法人が各事業年度	社
		内国法人（特定目的信託に係る受託法人を除く。以下この条において同じ。）が各事業年度

3 特定目的信託に係る受託法人に対する第六十二条の三第三項、第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項の規定の適用については、第六十二条の三第三項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの及び第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人が行う譲渡で同項第二号（ロを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行うもの」と、第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項中「内国法人が」とあるのは「内国法人（第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人を除く。以下この項において同じ。）が」とする。

第六十八条の三の二第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第一項、第二項、第六項」を「第一項から第三項まで」に、

「第二項中「法人税法第二十三条第一項」を「第二項の表の第二十三条第一項の項中「第二十三条第一項」に、「法人税法第四百四十二条の規定により同法」を「第四百四十二条の規定により」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「以下この項及び」を削り、[○]は法人税法第六十九条第八項に規定する配当等の額」を[○]は、法人税法第二十三条の二第一項に規定する剰余金の配当等の額」に改め、「とみなし、同項に規定する外国子会社が受ける外国特定目的信託の利益分配の額は同条第十一項に規定する外国孫会社からの配当等の額に該当しないもの」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十項とし、同条第十三項中「第八項及び第九項」を「第七項及び第八項」に、「第七項まで」を「第六項まで」に改め、同項を同条第十二項とする。

第六十八条の三の三第一項中「第六項まで」を「第五項まで」に改め、同項第二号口中「分配可能所得の金額」を「分配可能収益の額」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 特定投資信託に係る受託法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十三条第一項

内国法人が受ける

内国法人（租税特別措置法第六十八条の三の

<p>第二十三条の二第一項</p>	<p>内国法人が外国子会社</p>
<p>三第一項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託（同項第一号口又はハに掲げる要件を満たすものに限る。）に係る第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）が受ける</p>	<p>内国法人（租税特別措置法第六十八条の三の三第一項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託に係る第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（第六十九条第一項において「特定投資信託に係る受託法人」という。）を除く。以下この項において同</p>

第六十九条第一項	内国法人が各事業年度	じ。)が外国子会社 内国法人(特定投資信託に係る受託法人を除く。以下この条において同じ。)が各事業年度
----------	------------	--

3 特定投資信託に係る受託法人に対する第六十二条の三第三項、第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項の規定の適用については、第六十二条の三第三項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの及び第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人が行う譲渡で同項第二号(口を除く。)に掲げる要件を満たす事業年度において行うもの」と、第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項中「内国法人が」とあるのは「内国法人(第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人を除く。以下この項において同じ。)が」とする。

第六十八条の三の三第六項を削り、同条第七項中「第六十八条の三の三第七項」を「第六十八条の三の三第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項と

し、同条第十項中「第一項、第二項、第六項」を「第一項から第三項まで」に、「第二項中「法人税法第二十三条第一項」を「第二項の表の第二十三条第一項の項中「第二十三条第一項」に、「法人税法第四百十二条の規定により同法」を「第四百十二条の規定により」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「以下この項及び」を削り、」は法人税法第六十九条第八項に規定する配当等の額」を「は、法人税法第二十三条の二第一項に規定する剰余金の配当等の額」に改め、「とみなし、同項に規定する外国子会社が受ける外国特定投資信託の収益分配の額は同条第十一項に規定する外国孫会社からの配当等の額に該当しないもの」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第八項及び第九項」を「第七項及び第八項」に、「第七項まで」を「第六項まで」に改め、同項を同条第十二項とする。

第六十八条の三の五第一項中「第五十七条まで」を「第五十六条まで」に改める。
第三章第九節を次のように改める。

第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例

第六十八条の八 次の表の第一欄に掲げる連結親法人の平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十

一日までの間に終了する各連結事業年度の連結所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同欄に掲げる連結親法人の区分に応じ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 法人税法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち、当該各連結事業年度終了の時に於いて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び第三号に規定する医療法人を除く。）	法人税法第八十条の十二第二項	百分の二十二	百分の十八

二 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等（第六十八条の百八第一項に規定する協同組合等を除く。）である連結親法人	同法第八十一条の十二第三項	百分の二十三	百分の二十三（各連結事業年度の連結所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、百分の十九）
三 第六十八条の百八第一項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人	同項	百分の二十三	百分の二十三（各連結事業年度の連結所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、百分の十九）

2 第六十八条の百八第一項に規定する協同組合等である連結親法人の平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に終了する各連結事業年度の連結所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同項中「百分の二十三（各連結事業年度の連結所得の金額のうち十億円（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親法人については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除

して計算した金額とする。)を超える部分の金額については、百分の二十六)」とあるのは、「百分の二十三(各連結事業年度の連結所得の金額のうち、八百万円(第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親法人については、八百万円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。)以下の部分の金額については百分の十九とし、十億円(同項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親法人については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。)を超える部分の金額については百分の二十六とする。)」とする。

3 法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない第一項の表の第二号及び第三号に掲げる連結親法人が同項(同表の第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定を適用する場合における同表の第二号及び第三号に規定する年八百万円以下の金額は、同項(同表の第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、八百万円を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額とする。

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法その他法人税に関する法令の規定に関する技術的読替えその他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「場合を除く。次項」の下に「及び第六項」を加え、「第十項」を「第十二項」に改め、同条第十三項中「第六項から第十項まで」を「第八項から第十二項まで」に、「第五項」を「第七項」に、「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第九項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第一項」の下に「及び第六項」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第一項から第三項まで」の下に「及び第六項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第六項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間にエネルギー需給構造改革推進設備等を取得し、又はエネルギー

ギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

7 連結親法人又はその連結子法人の有する減価償却資産で、前項の規定の適用を受けたもの（当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第四十二条の五第六項の規定の適用を受けたもの）又は前項の規定の適用を受けることができるものに係る第六十八条の四十及び第六十八条の四十一の規定の適用については、第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十第一項」とあるのは「第六十八条の十第一項若しくは第六項」と、「第五十二条の二第一項」とあるのは「第五十二条の二第一項（第四十二条の五第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第二項中「場合（第五十二条の三第一項）」とあるのは「場合（第五十二条の三第一

項（第四十二条の五第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）と、「同条第一項」とあるのは「第五十二条の三第一項」とする。

第六十八条の十二第一項及び第五項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の十六第一項の表の第二号中「往来するもの」の下に「（以下この号において「外航船舶」という。）」を、「定めるもの」の下に「（当該連結法人が第六十八条の六十二の二第一項の規定の適用を受けるものである場合には、同項に規定する日本船舶に該当しないものを除く。）及び当該船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）」を加える。

第六十八条の十七第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「百分の二十」を「百分の十六」に、「百分の十」を「百分の八」に改める。

第六十八条の十八を次のように改める。

第六十八条の十八 削除

第六十八条の十九第一項の表の第一号中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」

日」に、「百分の八」を「百分の二十」に改める。

第六十八条の二十第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十一の見出しを「(事業革新設備等の特別償却)」に改め、同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「産業活力再生特別措置法第二条第八項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第九項」に、「産業活力再生特別措置法第二条第十項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十項」に、「第四十四条の三第一項第四号若しくは第五号」を「第四十四条の三第一項第三号」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次の各号に掲げるものが、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(次項において「新特別措置法施行日」という。)から平成二十四年三月三十一日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない機械及び装置その他の減価償却資産(次

の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める機械及び装置その他の減価償却資産に限る。以下この項及び次項において「資源需給構造変化対応設備等」という。）を取得し、又は資源需給構造変化対応設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用（貸付けの用を除く。次項において同じ。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該資源需給構造変化対応設備等をその事業の用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該資源需給構造変化対応設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該資源需給構造変化対応設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該資源需給構造変化対応設備等の取得価額の百分の三十（建物及びその附属設備については、百分の十五）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一条第一項に規定する資源生産性革新計画（同条第四項の規定に基づき同法第二条第十二項に規定する資源生産性革新設備等を導入する旨の記載があるものに限る。）について同法第十一条第一項に規定する認定（同法第十二条第一項の認

定を含む。)を受けた連結法人(当該連結法人に関連するものとして政令で定める連結法人を含む。)

当該資源生産性革新設備等

二 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十六条第一項に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画について同項に規定する認定(同法第十七条第一項の認定を含む。)を受けた連結法人 当該資源制約対応製品生産設備導入計画に記載された同法第二条第十三項に規定する資源制約対応製品生産設備

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、新特別措置法施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に資源需給構造変化対応設備等を取得し、又は資源需給構造変化対応設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合における前項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該資源需給構造変化対応設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

第六十八条の二十四第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十五を削り、第六十八条の二十六を第六十八条の二十五とし、同条の次に次の一条を加える。

（新用途米穀加工品等製造設備の特別償却）

第六十八条の二十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、米穀の新用途への利用の促進に関する法律第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画（以下この項において「生産製造連携事業計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該認定に係る生産製造連携事業計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（新用途米穀加工品（同法第二条第一項に規定する新用途米穀加工品をいう。以下この項において同じ。）又は新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造以外に使用することができないものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「新用途米穀加工品等製造設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は新用途米穀加工品等製造設備を製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の同法第二条第七項に規定する生産製

造連携事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該新用途米穀加工品等製造設備をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該新用途米穀加工品等製造設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該新用途米穀加工品等製造設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該新用途米穀加工品等製造設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の二十九第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項第一号中「で政令」を「（政令で定める規模のものに限る。）のうち、高度な医療の提供に資するもの又は先進的なものとして政令」に改め、「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項に次の一号を加える。

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項第一号に規定する新型インフルエンザに係る医療の提供を目的とする病床の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政

令で定めるもの 百分の二十

第六十八条の二十九第二項及び第三項並びに第六十八条の三十一第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十三第一項中「又は第三項」を「又は第四項」に、「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十四第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「第三十四条に規定する」を「第三十七条の」に、「百分の二十八（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の四十）に相当する金額」を「に、次の各号に掲げる高齢者向け優良賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十条第三項各号に掲げる事項が記載された同法第三十四条に規定する認定計画（同条に規定する認定支援施設のうち財務省令で定めるものの記載があるものに限る。）に基づき整備が行われた高齢者向け優良賃貸住宅 百分の四十（当該高齢者向け優良賃貸

住宅のうちその新築の時に於ける法人税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年以上であるものについては、百分の五十五）

二 高齢者向け優良賃貸住宅で前号に掲げるもの以外のもの 百分の二十（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時に於ける耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の二十八）

第六十八条の三十五第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号中「（政令で定める部分を除く。）」を「のうち市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に著しく資する建築物として政令で定めるもの」に改める。

第六十八条の三十六第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十八第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、「植林費」の下に「（以下この項において「植林費」という。）」を、「支出した金額」の下に「（その支出した連結親法人又はその連結子法人が政令で定める規模のものに該当し、かつ、当該支出した金額のうち当該連結事業年度において国又は地方公共団体から交付を受けた補助金又は給付金その他これらに

準ずるものの対象となる事業に係る植林費の額がある場合には、当該植林費の額を除く。」を加える。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十六」の下に、「第六十八条の十七、第六十八条の十九」を加え、「第六十八条の二十三、第六十八条の二十四、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」を「第六十八条の二十三から第六十八条の二十七まで」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十四から第六十八条の二十一まで」を「第六十八条の十四から第六十八条の十七まで、第六十八条の十九から第六十八条の二十一まで」に、「第六十八条の二十三、第六十八条の二十四、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」を「第六十八条の二十三から第六十八条の二十七まで」に改める。

第六十八条の四十五第一項中「第五十五条の六第一項の表の各号の上欄」を「次の表の各号の上欄」に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項に次の表を加える。

法人	施設	費用
一 採石法第三十二条の三第一項に規定する採石業者登	同法第三十二条に規定する岩石採取場（以下この条において	当該岩石採取場の岩石（同法第二

<p>録簿に登録されている連結 法人</p>	<p>「岩石採取場」という。</p>	<p>び第五項において同じ。）の採取 の終了後における災害の防止に要 する費用（次項及び第四項にお いて「採石災害防止費用」とい う。）</p>
<p>二 鉱業法第二十一条に規定 する許可又は同法第七十七 条に規定する認可を受けた 連結法人で露天掘による石 炭の採掘の事業を営むもの</p>	<p>露天掘による石炭の採掘を行う 場所で政令で定めるもの（以下 この条において「露天石炭採掘 場」という。）</p>	<p>当該露天石炭採掘場の石炭の採掘 の終了後における災害の防止に要 する費用（次項及び第四項におい て「露天石炭採掘災害防止費用」 という。）</p>

第六十八条の四十五第二項第一号中「（第五十五条の六第一項の表の第一号に規定する採石災害防止費用をいう。以下この項及び第四項において同じ。）」を削り、同号イ中「（第五十五条の六第一項の表の第一号に規定する岩石採取場をいう。以下この条において同じ。）」及び「（同号に規定する岩石をい